

行財政改革で「メリハリ」のある歳出を

6月定例議会が6月1日から開かれ、日下英男市長職務代理者と日下弘海教育長が行政報告を行いました。その要旨を紹介いたします。全文は市ホームページで紹介しています。

市長部局

定額給付金の支給状況

4月20日に市内全世帯一斉に申請書を発送し、同日から受付事務を開始しています。

返送された申請書は、早く市民の皆さんに給付できるよう口座番号などの記載内容を十分確認した上で、金融機関に振り込み依頼を順次進めています。

5月28日現在の支給状況は、本市の対象世帯14、797世帯のうち、すでに12、518世帯に支給しており、給付率は約84%、給付額は5億38、288千円になっています。

今後の対応としては、申請漏れを防ぐため、未申請の人に対しては、申請書を早く提出していただけるよう市広報紙やホームページなどを活用するとともに、一人暮らしや高齢者世帯に対しては、関係部局との連携を取りながら啓発を進めていきます。

定額給付金の申請期限は、10月20日までですが、早い時期に給付事務が完了できるよう努力します。

邑久交換所エリアで「フレッツ光ネクスト」サービスが開始

以前から関心の高かった本市内での高速通信が可能な情報通信基盤の整備について、このほど、NTT西日本(株)による新規事業の導入が決まりました。

その後、破産管財人から、排水ポンプの稼動と維持管理の問題について、これらの施設設備などを市として寄付を受ける用意があるか否かの打診がありました。

当該土地が生まれた性質上、排水ポンプの稼動及びその維持管理は、破産したとはいえ、会社の果たすべき社会的責任であり、破産管財人としての責務と考えています。

周辺住民の市民生活、優良な農地、誘致した企業施設を浸水被害から守ることは、重要な行政の責務でもあります。

このため、庁内の錦海塩田跡地問題に係る部署及び県の担当部署と連絡を密にし、排水ポンプ



約500㍍に及ぶ広大な錦海塩田跡地

及び堤防の管理を放棄された場合など、想定できる具体的な課題や問題点を共有できる体制にしています。合わせて、国への要望事項や市や県で対応すべき事項の確認作業を行い、破産手続きの進捗状況を踏まえ、県の協力を得ながら対応していきたいと考えています。

この問題は行政だけでは判断しにくい法律的な面もあることから、顧問弁護士に助言を求めながら慎重に進めていきます。

なお、この件に関連して、錦海塩田における降雨やポンプ排水量など水収支の解析、排水ポンプが停止した場合の浸水範囲に係る被害額の算定調査など排水対策調査を実施します。また、昭和52年から一般廃棄物等処分場として、同社から借り受けている土地について、破産管財人から借地の継続契約はしない旨の連絡を受けたことから、適正閉鎖に向けた取り組みを実施します。

子育て応援特別手当の支給状況

子育て応援特別手当について、定額給付金と同様な給付事務を行

具体的には、邑久交換所エリア(電話番号が0869122と24のエリア)に対し、次世代ネットワーク「フレッツ光ネクスト」のサービスが提供される予定です。

このサービスの開始により、同エリアのインターネット環境は飛躍的に改善されるものと期待しています。この事業に伴う費用については、全額民間事業者の負担で行われることになっています。

今後の予定は、平成22年1月を目標に第1次のサービス提供が開始されることになっています。

市としては、このサービスの開始に伴い、対象エリアの住民に対する説明会や周知方法などについて、今後事業者と協議しながら側面的な支援を行っていく予定です。

っており、4月20日、対象世帯に申請書を発送し、同日から受付事務を開始しています。

支給状況については、5月1日に1回目の振り込みを行い、以降5月28日現在まで、本市の対象世帯511世帯のうち405世帯に支給しています。給付率は約79%、給付額は15、660千円となっています。

今後、未申請の人に対して、市ホームページや市広報紙で申請の啓発を行う予定ですが、状況によっては、個別に再通知を行うこととしています。

子育て応援特別手当も、定額給付金と同様に、申請期限は10月20日までですが、早期の給付事務の完了を目指します。

新型インフルエンザへの対応

岡山県では、4月28日に第1回目の新型インフルエンザ対策本部会議を開催し、同時に各保健所に初期相談に応じる発熱相談センターを開設しています。

本市でも市幹部職員による対策会議、関連各課による連絡会議な

錦海塩業(株)の破産手続きに伴う今後の対応について

4月1日、錦海塩田跡地を所有する錦海塩業株式会社が、多額の負債を抱えた結果、事業を継続することが困難になり、岡山地方裁判所に破産手続き開始の申立てを行いました。その後、4月8日付で岡山地方裁判所から破産管財人が選任され、破産手続きが開始されました。

本市としては、同社がこれまで行っていた排水ポンプの稼動が止まった場合、周辺の民家や農地、工場に浸水被害が出る恐れがあるため、代理人の顧問弁護士を通じて破産管財人に連絡を取り、住民の安全安心が守られるよう要望書を提出しています。

どを開催し、県からの指導に基づき対応しているところです。

今ところ県の対応は、まん延国、国内発生地域から帰岡し、発熱などの症状が出た場合に、各保健所に設置された発熱相談センターに問い合わせをし、その指示により指定する医療機関で検査を行うこととなっています。

本市では、新型インフルエンザ予防対策を市ホームページへ掲載し、市内の保育園、幼稚園、小・中学校の保護者に対して同様の文書を配布し周知を行っています。

また、全国的に入手困難な状況にある感染予防のためのマスクをはじめ手袋、ガウン、消毒薬などを障害者、高齢者などいわゆる災害弱者の皆さんの支援用に緊急的に購入しています。

今後も引き続き、国、県の指導の下、全庁的な問題として状況に応じた適切な対応を行います。

